

令和8年度 第1回 市川市国民健康保険運営協議会

令和8年7月2日
国保年金課

【議題】

1. 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
○保険税の軽減判定所得の引上げ
2. 令和7年度 事業報告
3. 国民健康保険税（料）の統一について
4. その他

【議題】

1. 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

○保険税の軽減判定所得の引上げ

1. 報告事項

低所得者の国民健康保険税の課税にあたり、均等割額と平等割額を 5 割または 2 割軽減するための判定基準となる所得額を令和 8 年 4 月 1 日から引上げたことについて報告するものです。

2. 軽減制度の概要

国民健康保険に加入する被保険者は、所得の有無に関わらず保険税が賦課されるため、低所得者にとっては保険税負担が重くなっています。

そこで、低所得者の保険税負担を抑えるため、一定の条件を満たす場合に均等割額及び平等割額を所得額に応じて 7 割、5 割、2 割減額しています。

3. 判定所得引き上げの理由・経緯

国は「低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについては、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討している。」としており、令和 8 年度からの軽減判定所得について「地方税法施行令等の一部を改正する政令」（令和 8 年 3 月 31 日公布）を踏まえ、本市も同様の改正を行ったものです。

4. 改正の内容

令和 7 年度と令和 8 年度の軽減判定基準額は以下の通りです。

5 割軽減が 3 0 万 5 千円 → 3 1 万円（+ 5 千円）

2 割軽減が 5 6 万円 → 5 7 万円（+ 1 万円）に引き上げられています。

軽減割合	令和 7 年度	令和 8 年度
7 割	4 3 万 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下	4 3 万 + 1 0 万 ×（給与所得者等の数－1）以下
5 割	4 3 万 + 3 0 万 5 千円 ×被保険者数 + 1 0 万円 ×（給与所得者等の数－1）以下	4 3 万 + 3 1 万円 ×被保険者数 + 1 0 万円 ×（給与所得者等の数－1）以下
2 割	4 3 万 + 5 6 万円 ×被保険者数 + 1 0 万円 ×（給与所得者等の数－1）以下	4 3 万 + 5 7 万円 ×被保険者数 + 1 0 万円 ×（給与所得者等の数－1）以下

5. 軽減判定所得引き上げによる影響

令和 7 年度の課税状況（被保険者の所得状況等）を用いた試算では、5 割軽減と 2 割軽減の合計で対象世帯数が 2 3 5 世帯、軽減額が 5 4 6 万円の増加となっています。

なお、軽減された税額については、国が 2 分の 1、県と市がそれぞれ 4 分の 1 を負担しています。

軽減割合	対象	改正前	改正後	増減
7 割	世帯数	20, 528世帯	20, 528世帯	0世帯
	軽減額	7億3, 073万円	7億3, 073万円	0円
5 割	世帯数	6, 489世帯	6, 602世帯	+113世帯
	軽減額	1億9, 325万円	1億9, 694万円	+369万円
2 割	世帯数	5, 659世帯	5, 781世帯	+122世帯
	軽減額	7, 495万円	7, 672万円	+177万円
合計	世帯数	32, 676世帯	32, 911世帯	+235世帯
	軽減額	9億9, 893万円	10億440万円	+546万円

- 2割軽減→5割軽減世帯
+113世帯
- 一般世帯→2割軽減世帯
（新たな軽減対象世帯）
+235世帯

【議題】

2. 令和7年度 事業報告

1. 市川市国民健康保険運営協議会の開催実績

令和 7 年度は 3 回の会議を開催しました。

第 1 回 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）午後 1 時 30 分～

- (1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
 - 軽減判定所得の引き上げについて
- (2) 令和 6 年度事業報告

第 2 回 令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木）午後 1 時 30 分～

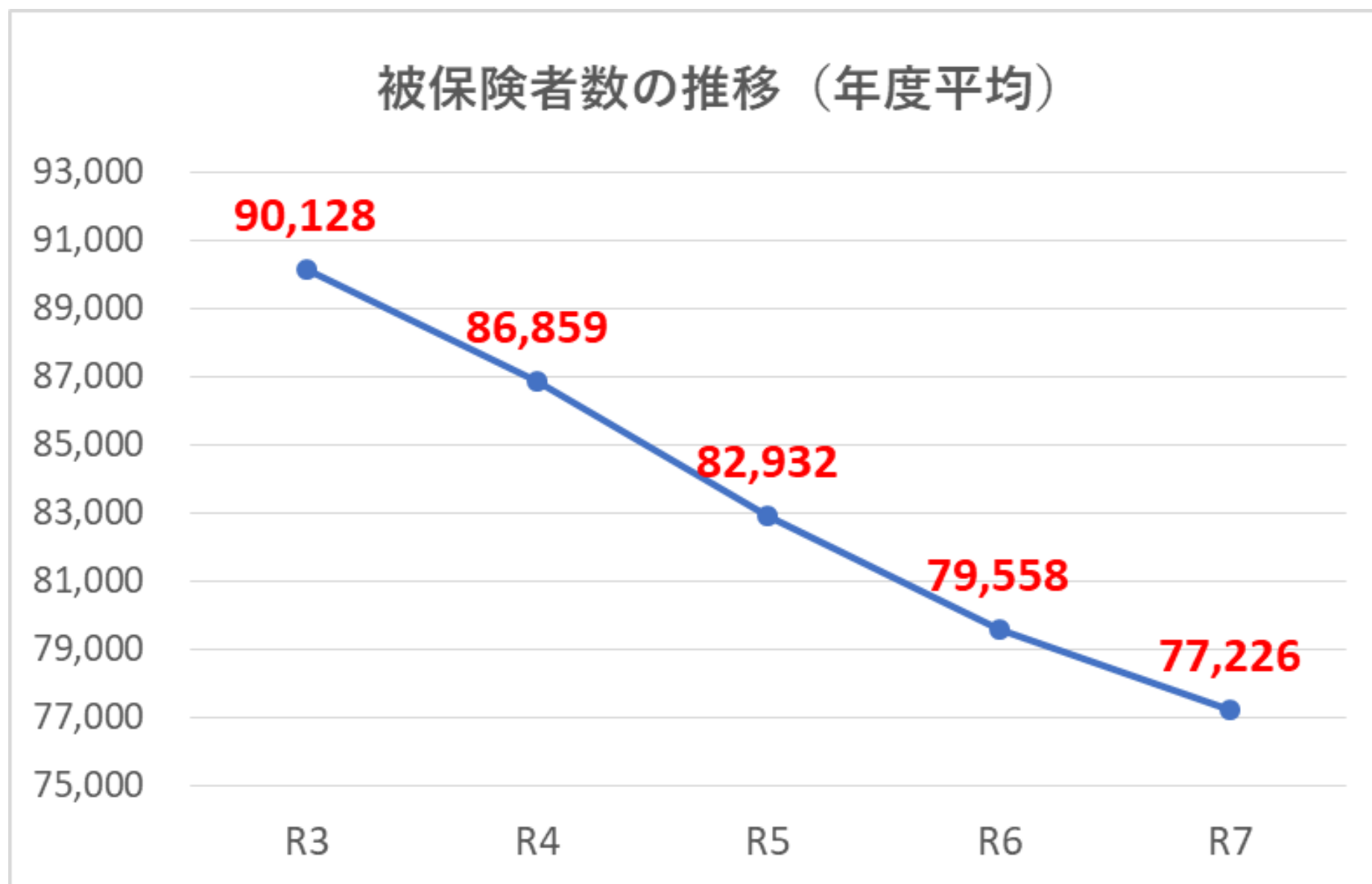
- (1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）
 - 子ども・子育て支援金に係る課税方式及び保険税率

第 3 回 令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 1 時 30 分～

- (1) 課税限度額の引き上げについて（諮問）
- (2) 令和 8 年度市川市国民健康保険特別会計予算（案）について

2. 被保険者数の推移

国民健康保険の被保険者数は、社会保険の適用拡大（パート従業員の社会保険加入など）に加えて高齢者の就業率向上（国民健康保険に加入していた高齢者が就業の継続により社会保険に留まる）や「団塊の世代」の後期高齢者医療への移行などにより、ここ数年、大幅な減少が生じています。令和 7 年度の年間平均被保険者数は、前年度に比べて **2, 3 3 2 人、2.9%の減** となっています。



3. 令和 7 年度 国民健康保険特別会計決算

【歳出決算の特徴】

- ① 「2.保険給付費」(医療費)は被保険者数の減少に伴い、**約 4 億 5 千万円の減** となっていますが
1 人あたりの保険給付費(医療費)は、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い年々増加しています。
- ② 「3.国民健康保険事業費納付金」も被保険者数の減少に伴い、**約 1 億 8 千万円の減** となっていますが、
1 人あたりの国民健康保険事業費納付金は、高齢化の進展（後期高齢者の増加など）や医療費の増加などに伴い年々増加しています。

歳出

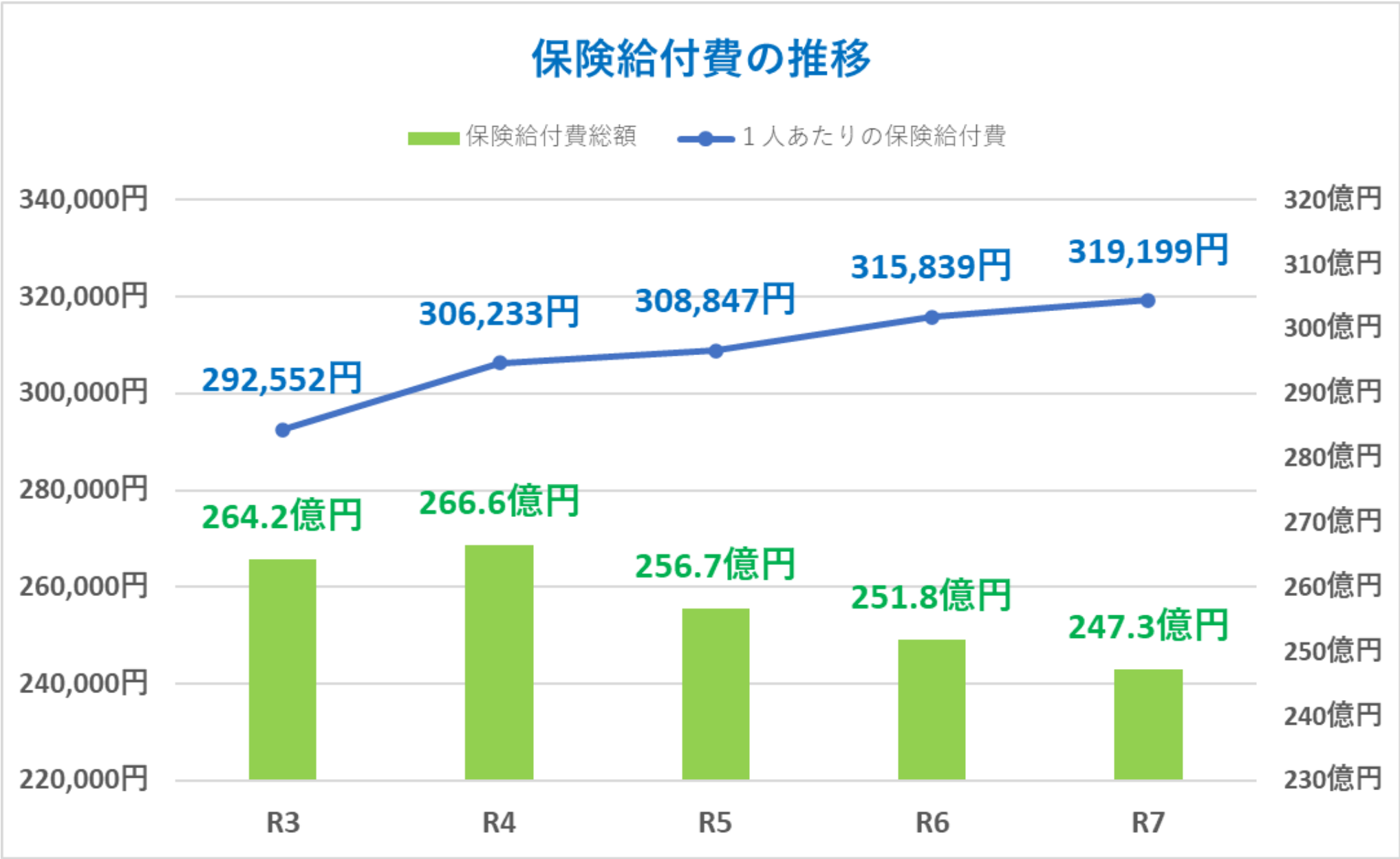
(単位：百万円)

区分	令和 7 年度		令和 6 年度		対前年増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1.総務費	603	1.5%	669	1.7%	-66	-9.9%
2.保険給付費	24,728	63.4%	25,181	64.5%	-453	-1.8%
3.国民健康保険事業費納付金	12,810	32.8%	12,988	33.3%	-178	-1.4%
うち医療分	8,547	21.9%	8,617	22.1%	-70	-0.8%
うち後期高齢者支援金分	3,115	8.0%	3,207	8.2%	-92	-2.9%
うち介護納付金分	1,148	2.9%	1,164	3.0%	-16	-1.4%
4.保健事業費	281	0.7%	288	0.7%	-7	-2.4%
5.その他の支出	606	1.6%	583	1.5%	23	3.9%
合計	39,028	100.0%	39,709	101.7%	-681	-1.7%

【歳出】①保険給付費（医療費）の推移

保険給付費総額は、被保険者数の減少に伴い、令和 4 年度以降は年々減少する一方、1 人あたりの保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、年平均+2.0%を超える伸びとなっています。

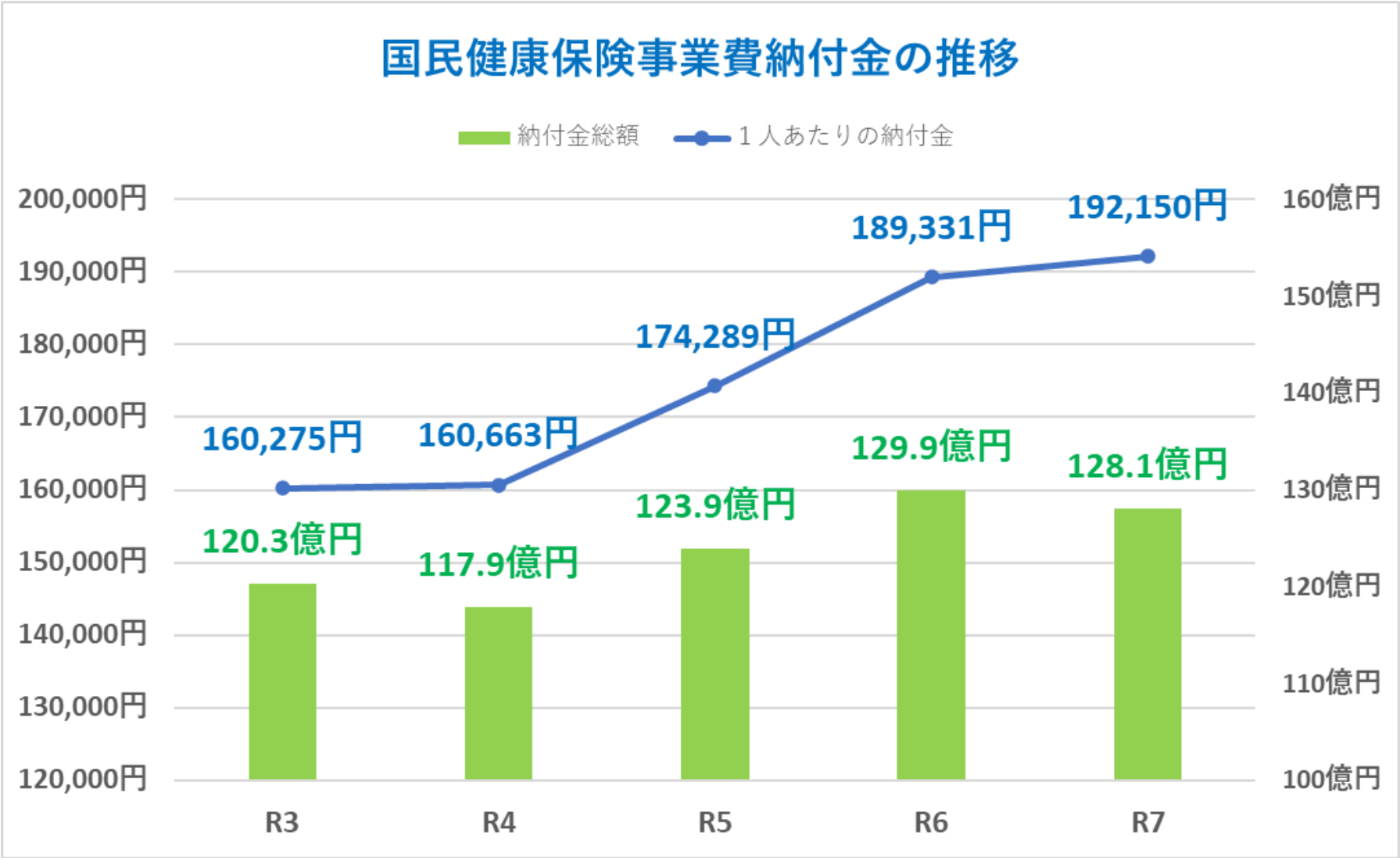
今後も高齢化の進展などによる医療費の増加が見込まれており、受益と負担の関係から被保険者が負担する保険税についても、引上げを前提とした見直しが必要な状況となっています。



【歳出】②国民健康保険事業費納付金の推移

県に納付する国民健康保険事業費納付金の総額（以下「納付金」）は、被保険者数が減少しているにも関わらず、ほぼ横ばいで推移しています。1人あたりの納付金は「団塊の世代」が後期高齢者入りした令和5年度から急激に増加しています。（後期高齢者支援金と介護納付金の急増による）

今後も、医療費の増加や令和8年度から導入された「子ども・子育て支援金」の影響により、1人あたりの納付金は増加していくことが見込まれています。



【歳入決算の特徴】

- ①「1.保険税」は、被保険者数の減にも関わらず、収納率の向上などにより **約1億8千万円の増** となっています。
- ②「2.県支出金」は、歳出「2.保険給付費」の減に連動して **約3億8千万円の減** となっています。
- ③「実質赤字額」は、保険税増加により **約3億2千万円の減** となったものの、**未だ約18億円の赤字** があり、国からは、これを令和12年度までに解消するよう指示されています。

歳入

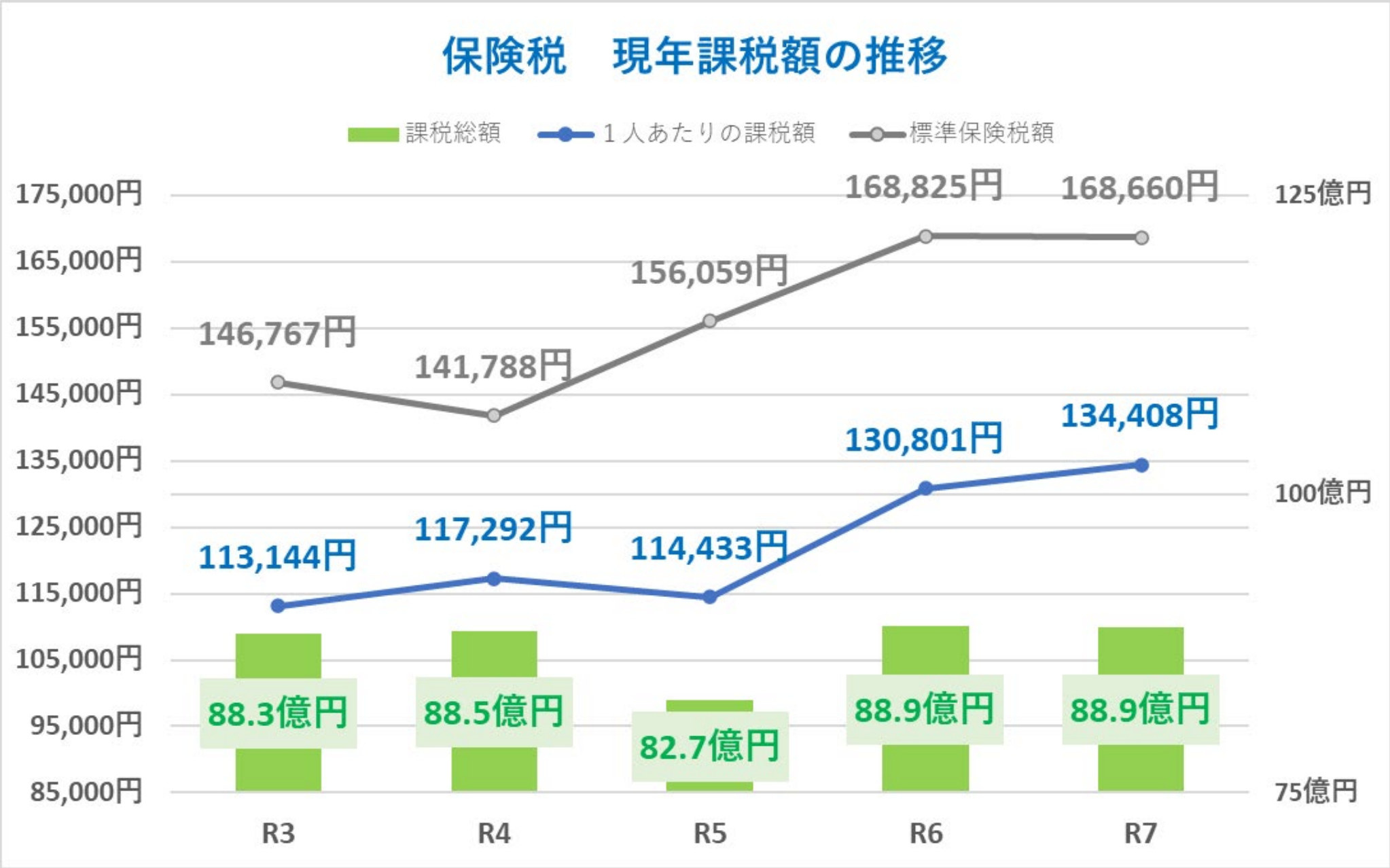
(単位：百万円)

区分	令和7年度		令和6年度		対前年増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1.保険税	9,130	23.3%	8,954	22.9%	176	2.0%
2.県支出金	25,048	64.0%	25,430	65.0%	-382	-1.5%
3.繰入金	4,600	11.9%	5,030	13.0%	-430	-8.5%
うち一般会計繰入金（法定内）	2,125	5.4%	2,227	5.7%	-102	-4.6%
うち一般会計繰入金（法定外）	1,975	5.0%	1,983	5.1%	-8	-0.4%
うち赤字繰入 (1)	1,286	3.3%	1,289	3.3%	-3	-0.2%
うち基金繰入金 (2)	500	1.3%	820	2.1%	-320	-39.0%
(再掲) 実質赤字額 (1)+(2)	1,786	4.6%	2,109	5.4%	-323	-15.3%
4.その他の収入	341	0.9%	364	0.9%	-23	-6.3%
合計	39,119	100.1%	39,778	101.8%	-659	-1.7%

【歳入】①-1保険税 現年課税額の推移

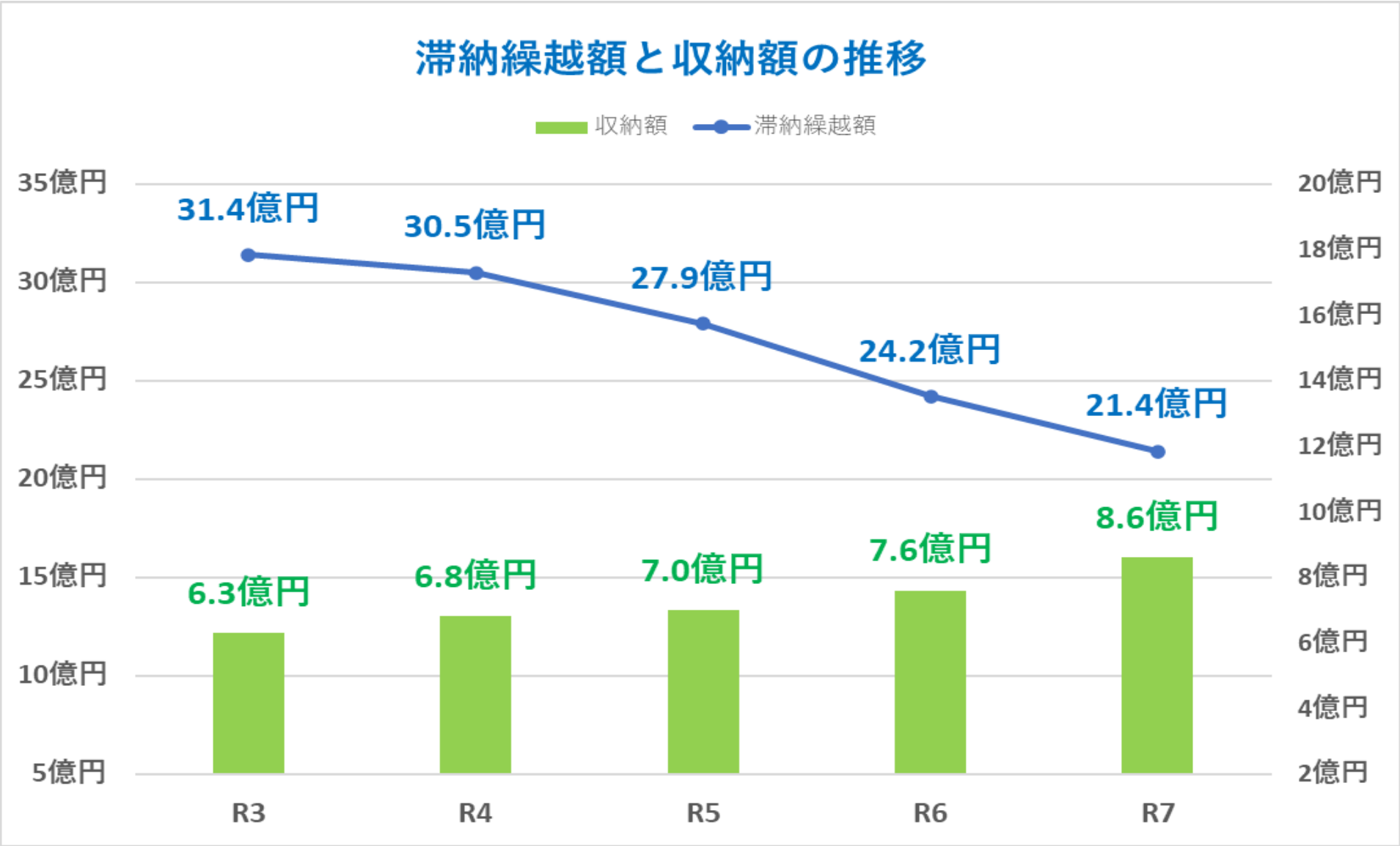
被保険者は減少傾向ですが、現年課税額は、ほぼ横ばいで推移しています。

令和 6 年度に約 9 年ぶりとなる保険税率の見直しを行ったことから、1 人あたりの課税額は令和 6 年度に大きく伸びていますが、未だ県が示す標準保険税額から大幅に低い水準となっています。



【歳入】①-2保険税 滞納繰越額と収納額の推移

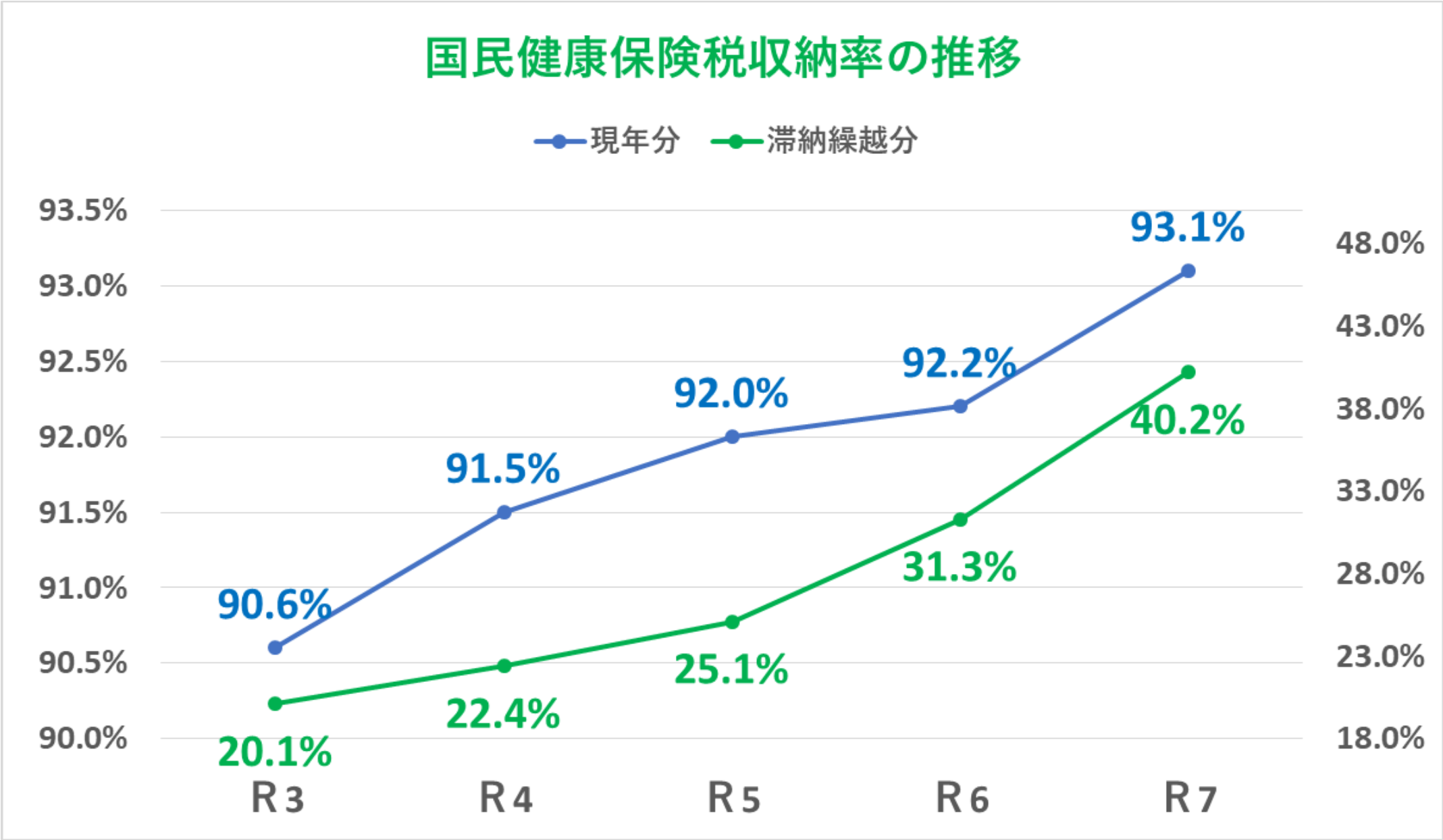
国民健康保険税の徴収強化により、滞納繰越された保険税の徴収額は年々向上しています。
また、徴収額の向上に伴い、滞納繰越額は年々減少しています。
令和 7 年度からは、徴収業務を納税・債権管理課に移管し、市税と保険税の徴収一元化を行うことで滞納世帯へのアクセスの一本化など、効率的な徴収業務が図られています。



【歳入】①-3保険税 収納率の推移

保険税の徴収強化により、現年分・滞納繰越分とも収納率は年々向上しています。

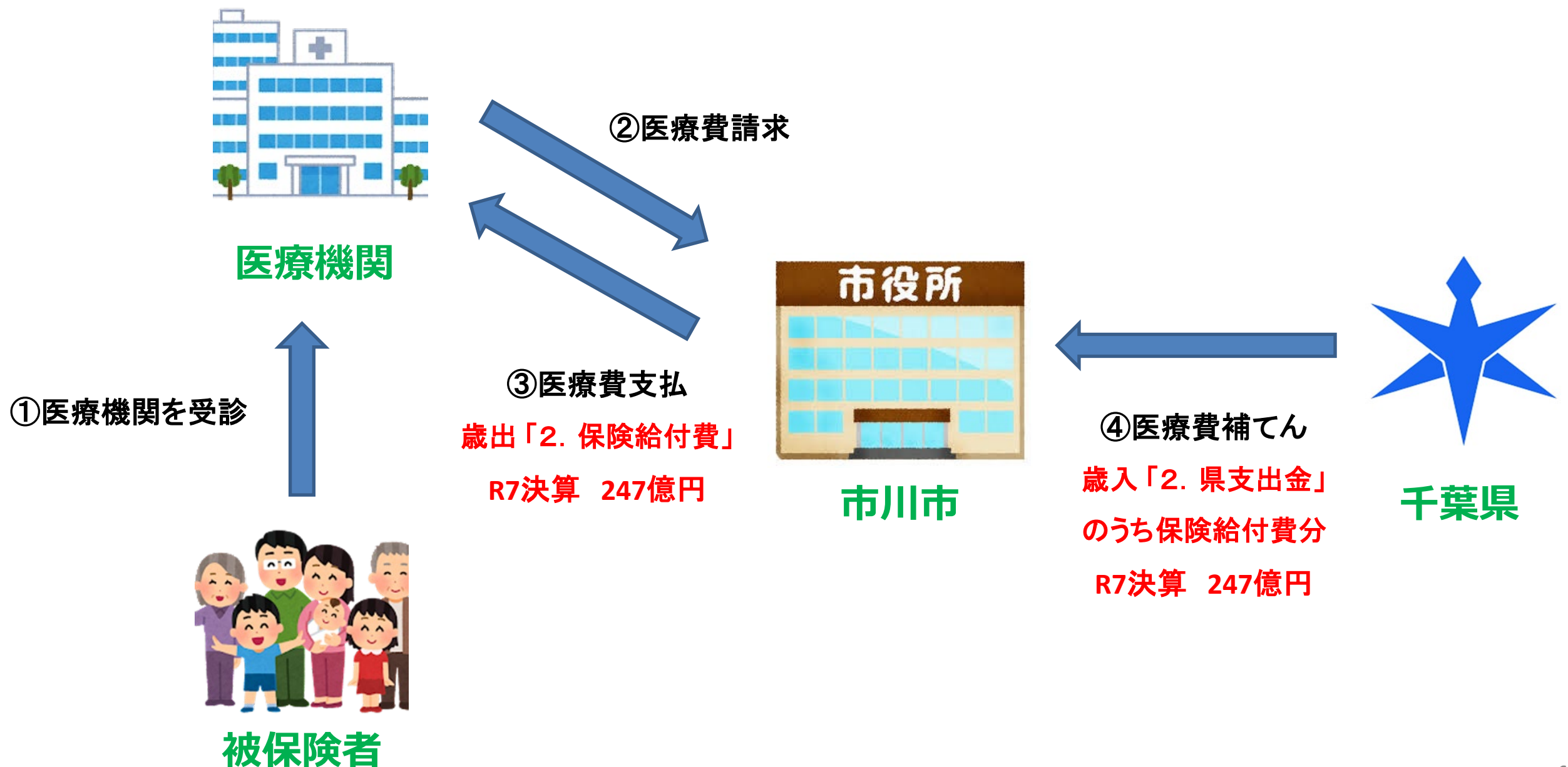
保険税を払える資力がありながら納付しない世帯には預貯金・給与の差押など厳しい姿勢で臨む一方、生活困窮世帯には状況に応じて徴収猶予や滞納処分の停止、減免など法律に基づく対応を図りました。



【歳入】 ②県支出金

平成30年度に都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となる制度改革が行われました。

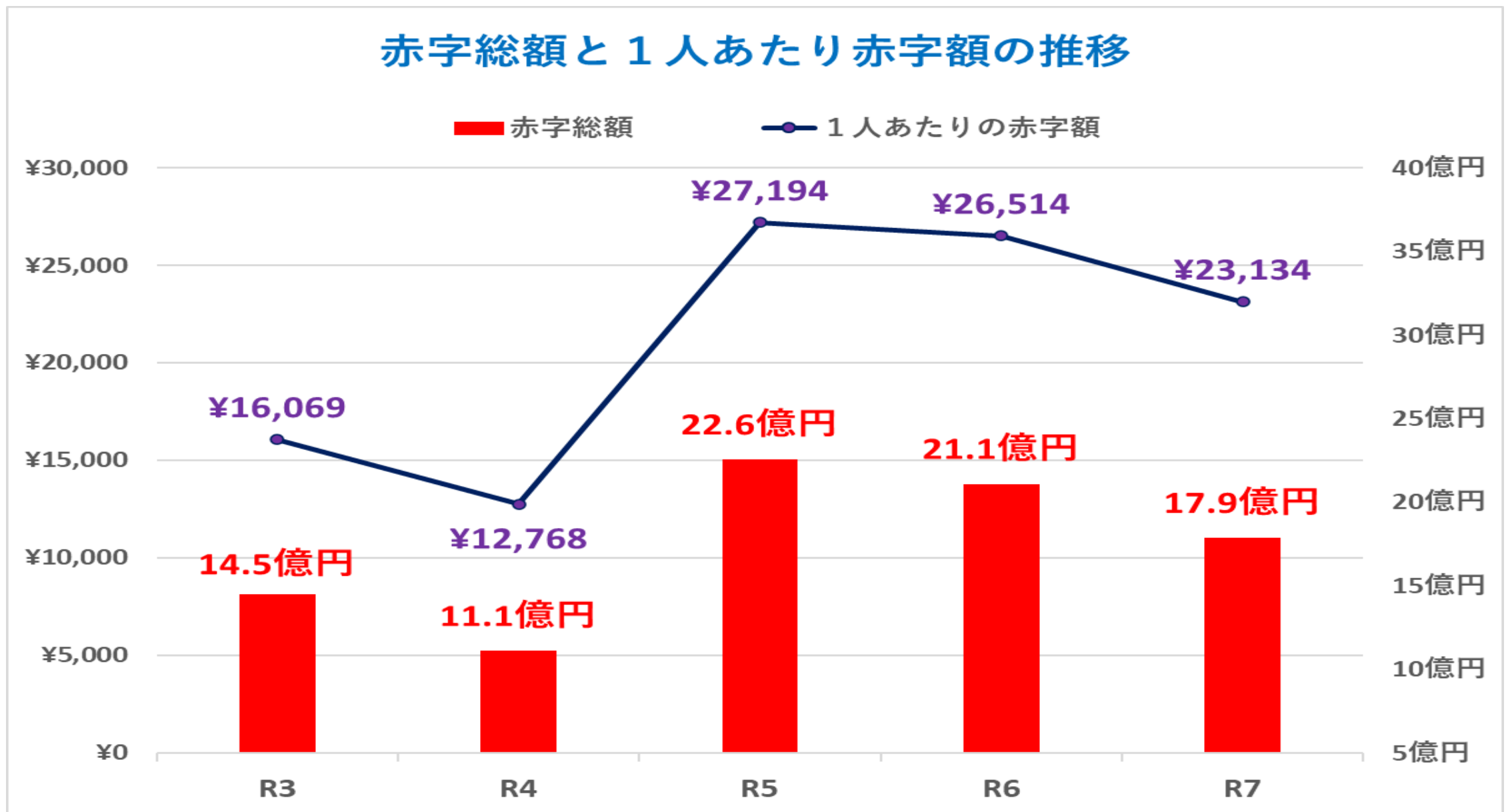
市町村が支払う医療費は、その全額が都道府県からの交付金によって補てんされる仕組みとなり財政力が弱い規模の小さな市町村も安定した国民健康保険の運営ができるようになりました。



【歳入】 ③-1 赤字総額と1人あたり赤字額の推移

「団塊の世代」の後期高齢者入りなどに伴い、1人あたりの国民健康保険事業費納付金が急増した令和5年度以降は、1人あたりの赤字額が2万円を超える状況が続いています。

令和7年度は保険税収入が見込みを大幅に上回ったため、赤字総額が20億円を下回っていますが令和8年度以降は、再び20億円を超える赤字の見通しとなっています。

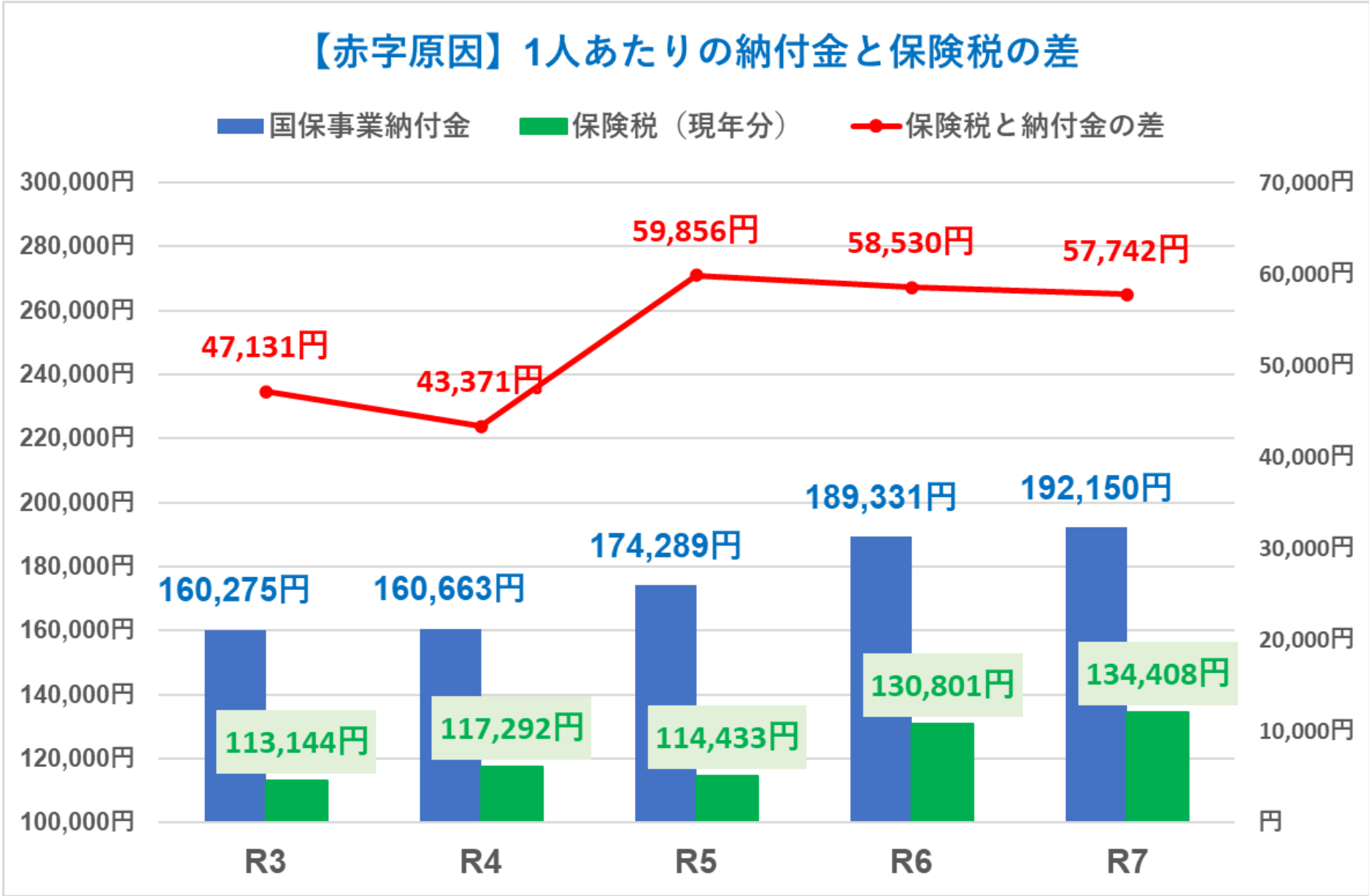


【歳入】 ③-2 赤字原因

県に納付する国民健康保険事業費納付金は、被保険者から集める保険税を中心に賄う必要があります。

市川市は県が定める保険税水準から大幅に低い状況にあるため、1人あたりの納付金と保険税に大きな差が生じており、これが赤字の原因となっています。

赤字解消には保険税を引上げ、納付金と保険税の差を縮めていく必要があります。

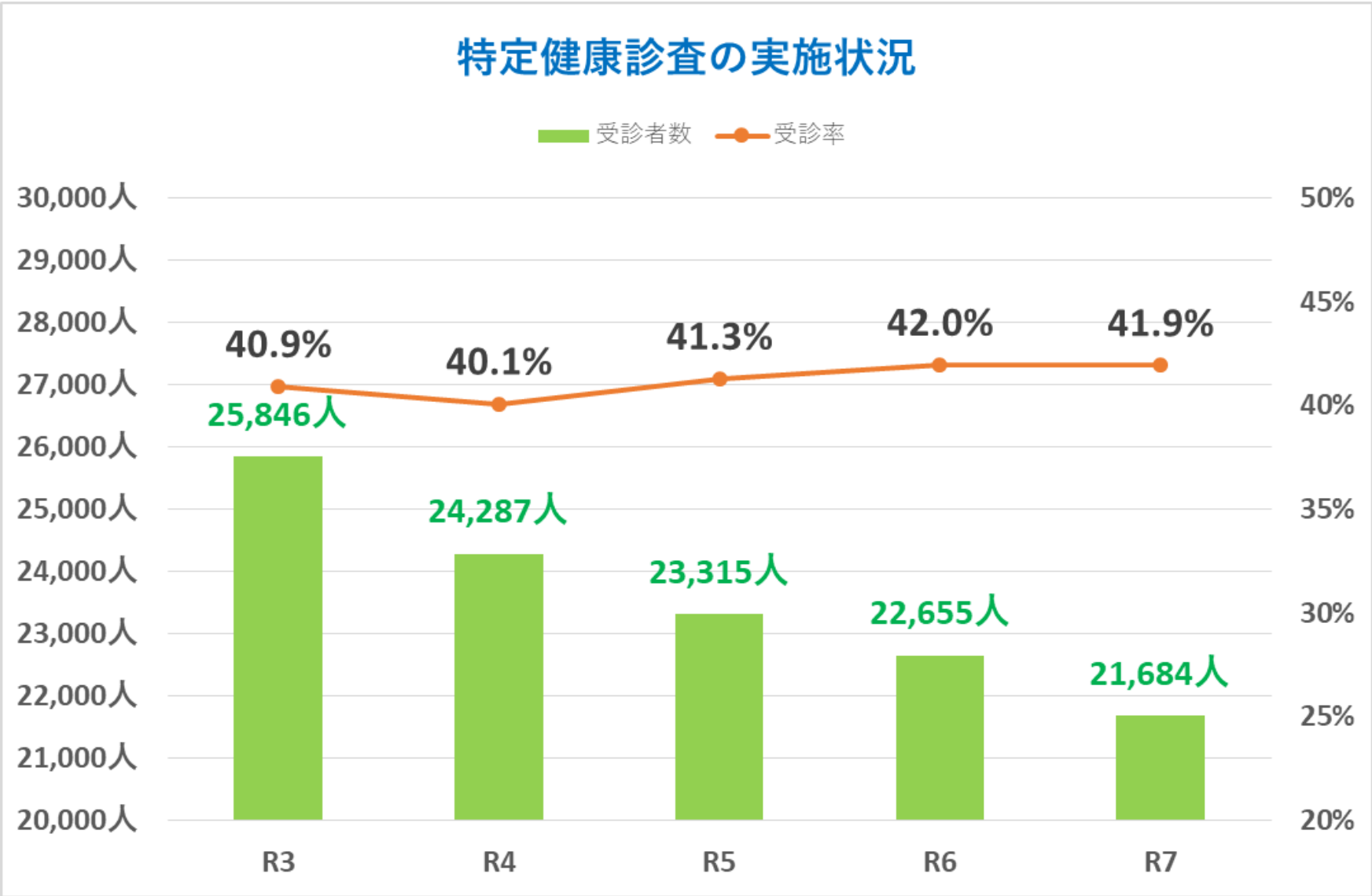


4. 保健事業について

① 特定健康診査（人間ドック助成含む）

市川市では、国民健康保険被保険者の健康保持や疾病予防、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳の被保険者に対して特定健康診査の実施や人間ドック費用の助成を行っています。

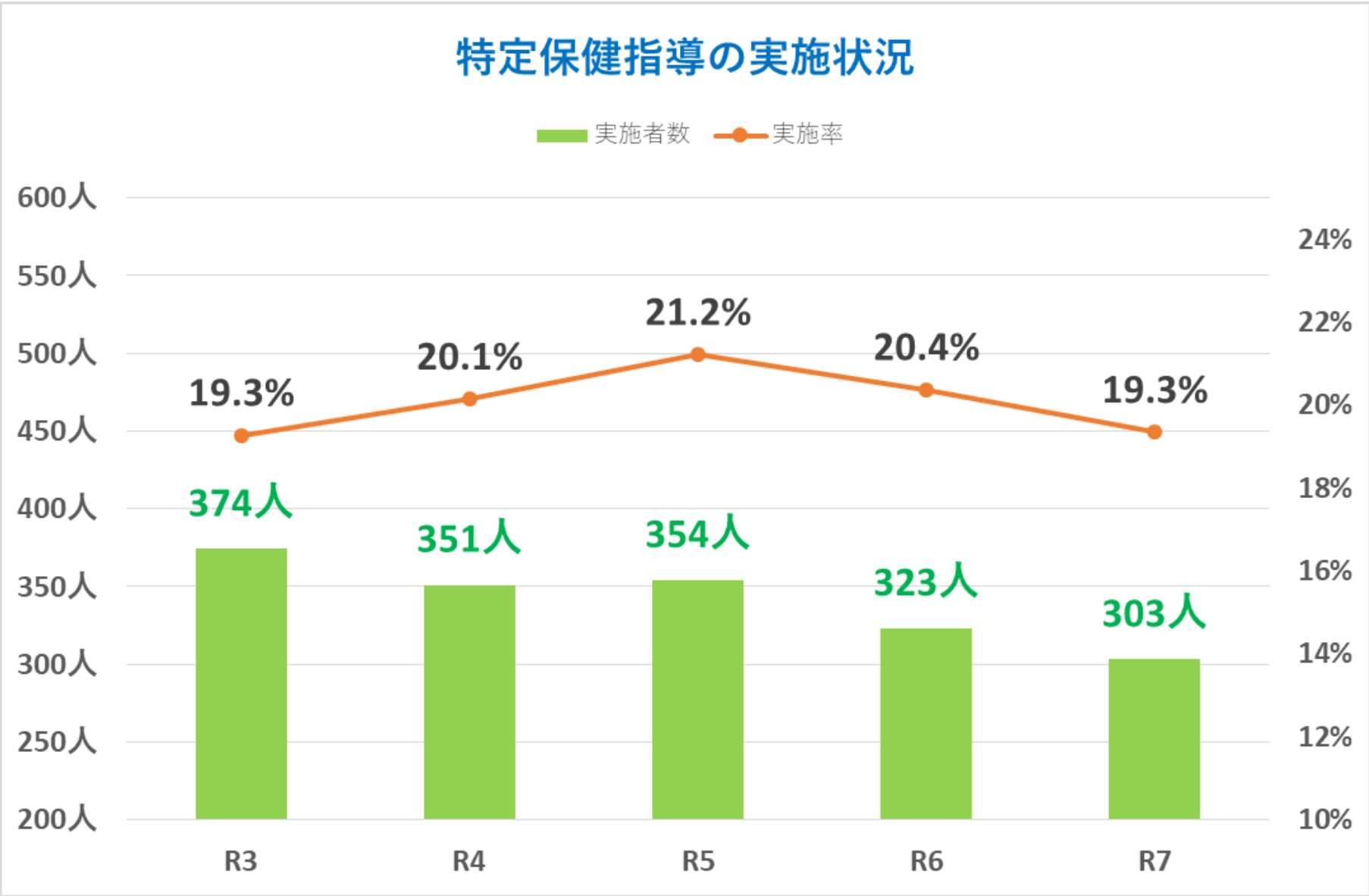
被保険者の減少に伴い受診者数は年々減少していますが、受診率は横ばいとなっており、未受診者に対して様々な受診勧奨通知を発送するなど、受診率向上のために様々な取り組みを行っています。



② 特定保健指導

特定健康診査で確認されたメタボリックシンドローム該当者と予備群の方に対し、生活習慣病の予防を目的に特定保健指導を行っています。

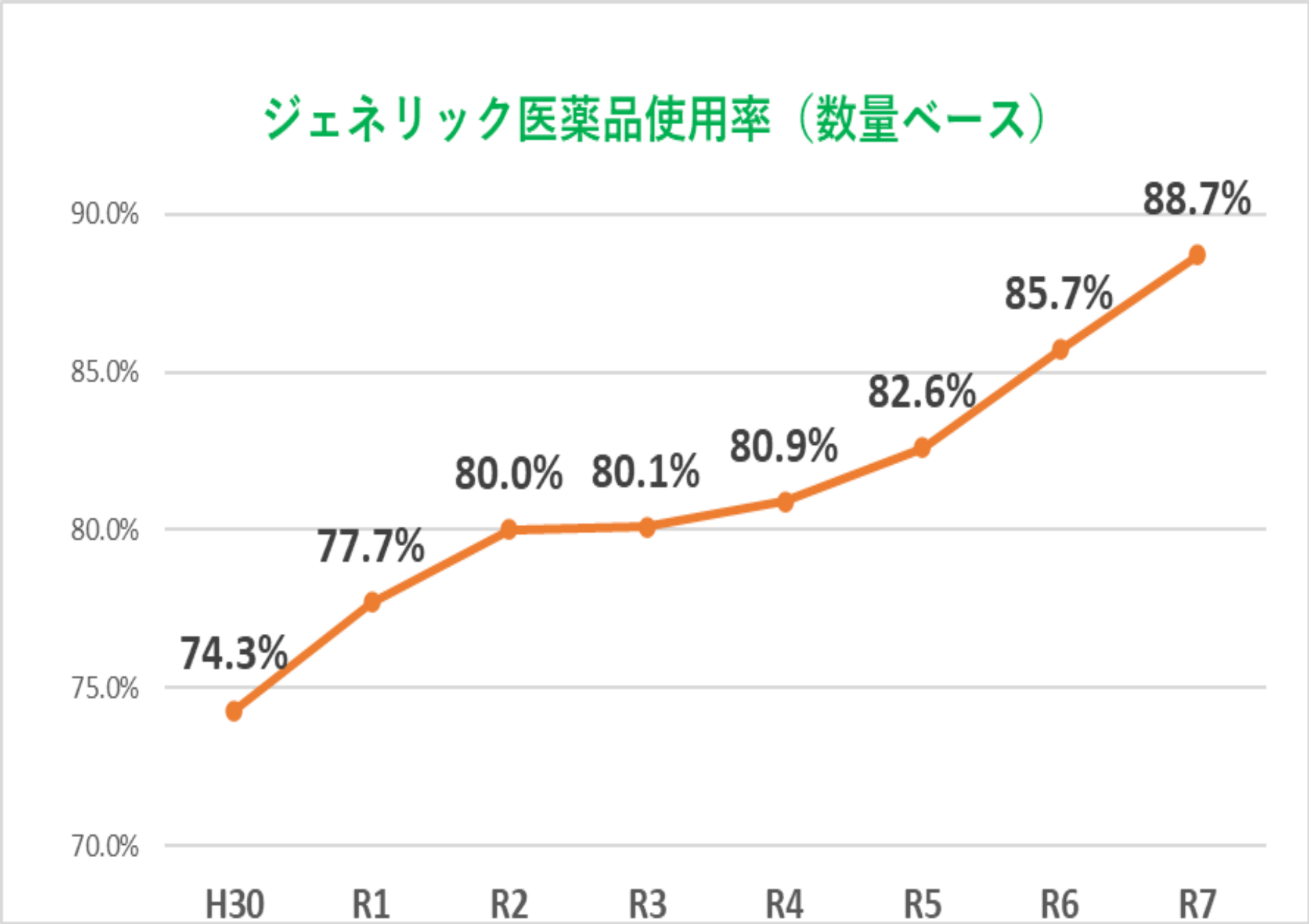
市川市では3か月間の継続した支援を行うなど、生活習慣病予防の取り組みを行っています。



③ ジェネリック医薬品

薬剤師会をはじめ医師会、歯科医師会、関係機関のご協力により、本市国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品の使用率は年々向上しています。

今後も医療費適正化を図るため、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでまいります。



【議題】

3. 国民健康保険税（料）の統一について

国民健康保険制度の変遷

国は、国保の全国的な財政悪化を受け、持続可能な制度とするために次の改革を決定！

- (1) 市町村単位から 都道府県単位の運営に変更（千葉県が運営の主体となる）
→規模の小さな市町村の国保財政を安定させ、国保を持続可能な制度とするため
- (2) 県単位で 保険税（料）を統一（県内どこに住んでいても同様の税（料）負担）
→同一県内で国保税（料）負担の不公平が生じないようにするため

国、千葉県が示した今後の予定

【令和 1 2 年度までに】

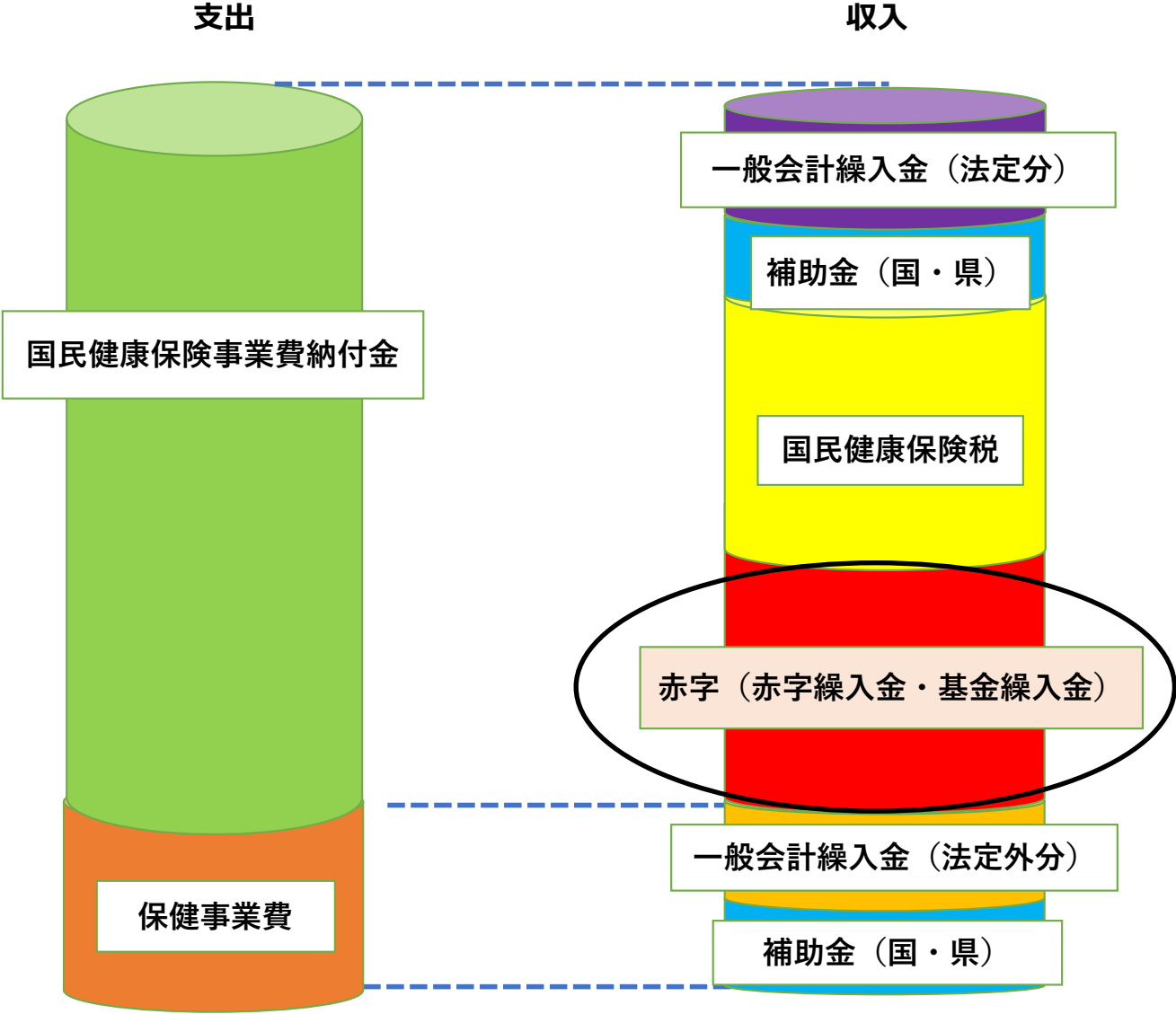
県が示す標準保険税率を踏まえ、各市で保険税を引上げて赤字を解消する（保険税水準の統一）

【令和 1 5 年度からは】

県が保険税（料）率を設定し、県内全市町村がこれに従う（保険税の完全統一）

市川市の現在の姿

本市は保険税水準が低いため
毎年多額の赤字が発生



令和12年度までに 赤字の解消

赤字解消のため
保険税の引き上げ が必要

令和15年度からの 保険税完全統一への対応

完全統一時に本市被保険者の
負担が急増しないよう
**完全統一時の保険税水準に
近づけるための見直し** が必要

県内他市町村の状況

令和6年度は県内54市町村のうち、13市町が国民健康保険の赤字穴埋めのために、一般会計から資金を投入（決算補填等目的法定外繰入）しています。これらの市町も、令和12年度までに保険税を引上げ、赤字を解消することが求められています。

R4年度			
市町村名	決算補填等目的 法定外繰入 (千円)	1人当たり 法定外繰入 (円)	順位
成田市	644,807	23,781	1
流山市	528,443	16,526	2
佐倉市	419,786	11,211	3
浦安市	257,412	10,212	4
市川市	709,017	8,163	5
船橋市	836,290	7,492	6
印西市	99,614	5,100	7
袖ヶ浦市	25,000	1,952	8
松戸市	57,336	589	9
法定外繰入実施団体数		9	
1人当たり法定外繰入 (県合計)		2,858	

R5年度			
市町村名	決算補填等目的 法定外繰入 (千円)	1人当たり 法定外繰入 (円)	順位
成田市	827,917	31,882	1
野田市	822,482	24,827	2
佐倉市	837,545	23,720	3
浦安市	545,402	22,199	4
船橋市	2,094,060	19,790	5
印西市	346,331	18,158	6
睦沢町	30,000	17,699	7
市川市	1,315,223	15,859	8
流山市	394,022	12,885	9
鎌ヶ谷市	212,621	10,198	10
松戸市	615,377	6,640	11
習志野市	150,000	5,663	12
我孫子市	115,697	4,704	13
市原市	235,034	4,381	14
法定外繰入実施団体数		14	
1人当たり法定外繰入 (県合計)		7,195	

R6年度			
市町村名	決算補填等目的 法定外繰入 (千円)	1人当たり 法定外繰入 (円)	順位
成田市	901,573	36,305	1
鎌ヶ谷市	447,012	22,622	2
野田市	591,509	18,945	3
浦安市	437,469	18,379	4
印西市	334,898	18,242	5
船橋市	1,656,210	16,337	6
市川市	1,289,391	16,207	7
佐倉市	525,084	15,762	8
習志野市	220,000	8,701	9
市原市	419,718	8,242	10
我孫子市	155,636	6,538	11
睦沢町	10,000	6,386	12
流山市	167,494	5,764	13
法定外繰入実施団体数		13	
1人当たり法定外繰入 (県合計)		6,316	

令和7年度 市川市

- 決算補填等目的法定外繰入
1,286,510千円
- 1人あたり法定外繰入
16,659円
- 実質赤字額（上記+基金取崩分）
1,786,510千円
- 1人あたり実質赤字額
23,134円